

議第1号

令和7年度県立高等学校における学科改編について

令和7年度県立高等学校における学科改編については、別紙のとおりとする。

令和6年5月23日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

<根拠法令>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二から十九まで 略

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第二項から第四項 略

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から六まで 略

七 学校の課程、学科又は専攻科の設置及び廃止に関すること。

八から二十まで 略

2 略

(別紙)

令和7年度県立高等学校における学科改編について

1 令和7年度の学科改編

- 加茂高等学校において、単位制による全日制の文理探究科（その他普通教育を施す学科）を新設する。また、普通科及び理数科の募集を停止する。

2 実施時期

- 実施時期は、令和7年4月1日とする。

(参考資料)

令和7年度県立高等学校における学科改編について

◆ 学科改編の内容

加茂高等学校	→	単位制による全日制課程 文理探究科 〔その他普通教育を施す学科※〕（新設）
	→	（募集停止）
	→	（募集停止）

- 単位制による全日制の課程文理探究科〔普通教育を主とする学科〕を新設する。また、普通科及び理数科の募集を停止する。

学科改編の理由

文系、理系の枠を超えた探究的な学びを学校全体で推進し、高い目標を持った生徒の多様な進路希望に即した学びを可能とするため。

- ※ 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会答申）を踏まえた、高等学校設置基準、高等学校学習指導要領の一部改正によるもの
- ・普通教育を主とする学科として、「普通科」以外に「その他普通教育を施す学科」を設置可能とする。